

財団法人 日本ボクシングコミッション

寄 附 行 為



・設立趣意書

・寄附行為

・賛助会員規定

・委員会規則

・地区事務局規則

設 立 趣 意 書

わが国におけるスポーツの普及は戦後きわめて著しいものがあり、なかでもプロボクシングは内外にわたって急速な発展を示し、昭和27年には先進諸国の要請を受け、日本におけるプロボクシングを統轄する機関として日本ボクシングコミッションが創立された。こうして、プロボクシングはプロ野球及び大相撲などと並んで大衆スポーツとしての地位を確立したほか、さらに幾多の国際試合を経験し、すでに計15名の世界チャンピオンを輩出するとともに、その地位は国際的にも向上し、その努力と識見を広く期待されるに至っている。

このようにプロボクシングが健全な大衆スポーツとして国民多数に親しまれるに従い、選手の健康管理と安全防護を徹底することはもとより試合の適正な管理を行うことによって正しいボクシング普及することが一層つよく要請されている。

ここにおいて我々は従前の日本ボクシングコミッションの機構及び組織を拡充、強化することによって諸外国にいささかも劣ることのない健全なプロボクシングの一層の発展を図り、ひいてわが国のスポーツ全体の発展と青少年の豊かな精神形成に貢献し、かつ国際親善に寄与することを目的として本財団法人の設立を企図した次第である。

昭和53年3月7日

財団法人 日本ボクシングコミッション

財団法人 日本ボクシングコミッション

寄 附 行 為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人日本ボクシングコミッションという。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、東京都文京区後楽1丁目3番61号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、日本におけるプロフェッショナルボクシングを管理し、健全なプロボクシングの発展を図るとともに、ボクシングを通じて、日本のスポーツの発展と国際親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) プロボクシングに関する規則の制定
- (2) プロボクシング試合の管理
- (3) プロボクシング選手の健康管理及び安全防護の徹底
- (4) プロボクシングに関する紛争の処理
- (5) 国際ボクシング団体への加盟及び国際交流の推進
- (6) アマチュアボクシング団体に対する援助
- (7) ボクシング関係功労者の顕彰
- (8) ボクシングに関する調査、研究及び資料の収集
- (9) 機関誌の発行
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) この法人設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録のうち基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち、現金は、理事会の議決を経て国債に換え、信託銀行に信託し又は定期預金とする等確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し担保に供し亦は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て毎会計年度開始前に文部大臣に届け出なければならない。事業計画及びこれに伴う収支予算を変更する場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎会計年度終了後3ヶ月以内に文部大臣に報告しなければならない。

2 収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部

を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行うときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第4章 役員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

理事	8名以上15名以内
監事	2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は実行委員会で選任する。ただし、理事及び監事は相互に兼任することはできない。

2 理事は互選により会長を定め、会長は理事の中から副会長1名、専務理事1名及び常務理事1名を指名する。

(理事の職務)

第17条 会長は、この法人の業務を統轄し、この法人を代表するとともに日本ボクシングコミッショナーとなる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の業務を管理する。

4 常務理事は会長、副会長、専務理事を補佐し理事会の議決に基づき日常の業務を処理する。

5 理事は理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事はこの法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、実行委員会又は文部大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は実行委員会を招集すること。

(役員任期)

第 1 9 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
- 4 役員にこの法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合又は特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事現在数及び実行委員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(役員報酬)

第 2 0 条 役員は有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

第 5 章 諮問委員

(諮問委員)

第 2 1 条 この法人に諮問委員若干名を置くことができる。

- 2 諮問委員は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 諮問委員は、この法人の業務運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第 6 章 実行委員

(実行委員選任)

第 2 2 条 この法人には、実行委員 1 5 名以上 2 0 名以内を置く。

- 2 実行委員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 実行委員は、この法人の理事を兼ねることはできない。
- 4 実行委員には、第 1 9 条の規定を準用する。この場合においてこれ

らの規定中「役員」とあるのは「実行委員」と読み替えるものとする。

(実行委員の職務)

第 2 3 条 実行委員は、実行委員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要な助言を行う。

第 7 章 理事会及び実行委員会

(理事会の招集等)

第 2 4 条 理事会は、毎年 2 回会長が招集する。ただし会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会招集の請求があったときは会長はその請求があった日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は会長とする。

(理事会の定足数等)

第 2 5 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(実行委員会)

第 2 6 条 理事会は次に掲げる事項についてあらかじめ、実行委員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算に関する事項
- (2) 不動産の買入れ又は基本財産の処分に関する事項
- (3) 長期借入金、新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められた事項

2 前 2 条の規定は、実行委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは「実行委員会」及び「実行委員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第 2 7 条 すべての会議には議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第8章 委員会

(委員会)

第28条 この法人には第4条に定める事業を円滑に遂行するために下記の各委員会を置く。ただし理事会の議決を経てこれら以外の委員会を設けることができる。

- (1) ランキング委員会
- (2) 選手権委員会
- (3) 渉外委員会
- (4) 健康管理委員会
- (5) 審判委員会
- (6) 総務・財務委員会
- (7) 倫理委員会

- 2 各委員会の委員長及び委員は理事、実行委員、学識経験者、その他この法人の業務を遂行するために適当と認められる者のなかから理事会が選出し、会長が委嘱する。
- 3 各委員会はいづれも会長及び委員長の指揮監督の下に活動するものとする。
- 4 各委員会の所管事項及び運営方法は理事会の議決を得て別途定める。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第29条 この法人の事務を処理するため本部事務局、地区事務局を設け、各事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 本部事務局長、地区事務局長は会長が任命し、事務局長以外の職員は当該事務局長が任命する。
- 3 職員は有給とする。

(地区事務局)

第30条 この法人の地区事務局の設置場所、所管地域及び所管事項については理事会の議決を経て別に定める。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

- 第31条 この法人の目的に賛同し、事業を援助するものを賛助会員とする。
- 2 賛助会員に関する規定は、理事会の議決を経て別途定める。

第11章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第32条 この寄附行為は、理事現在数及び実行委員現在数の各々の3分の2以上の同意を経、かつ文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

- 第33条 この法人は理事現在数及び実行委員現在数の各々の4分の3以上の同意を経、かつ文部大臣の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

- 第34条 この法人が解散したときの残余財産は、理事現在数及び実行委員現在数の各々の4分の3以上の同意を経、かつ文部大臣の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第12章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

- 第35条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、実行委員、各種委員会委員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び実行委員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌

(8) 官公署往復書類

(9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿は、永久に保存しなければならない。

ただし、前項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号乃至第 9 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存するをもって足る。

(細 則)

第 36 条 この寄附行為を施行するために必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

第 1 条 この法人の設立許可の日までに日本ボクシングコミッションに属した一切の権利、義務は全てこの法人が継承する。

第 2 条 この法人の設立当初の会計年度は第 13 条の定めにかかわらず、設立許可の日から昭和 53 年 12 月 31 日までとする。

第 3 条 第 16 条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の理事及び監事は次のとおりとしその任期は第 19 条の規定にかかわらず、昭和 54 年 12 月 31 日までとする。

財団法人 日本ボクシングコミッション

賛助会員規定

寄附行為第31条第2項に基づき、賛助会員規定を定める。

第1条 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、この法人の行う事業を援助するものとする。

第2条 賛助会員を次の3種に区分する。

(1) 通常会員

この法人の事業に参加し、または協力することを希望する個人であつて、次条(1)の会費を納入するもの

(2) 維持会員

前項のほかとくにこの法人の目的を達成するために財政的協力を希望する個人、法人若しくはその他の団体であつて、次条(2)に定める会費を納入するもの

(3) 名誉会員

この法人の目的を達成するために特別の貢献があり、かつ理事会が推薦したもの

第3条 通常会員及び維持会員は、それぞれ下記の会費を納入するものとする。

(1) 通常会員・・・年額1口 12,000円

(2) 維持会員・・・年額1口 120,000円

2 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

第4条 通常会員または維持会員になろうとする者は、所定の会費を添えて別に定める様式による入会申込書を会長に提出しなければならない。

第5条 賛助会員は次の特典を受ける。

(1) 会報の無償配布、刊行資料の無償もしくは割引頒布

(2) この法人が主催する研究会または講演会への参加費の免除

(3) 海外における試合見学の紹介または斡旋

第6条 賛助会員は、退会届出書を会長に届出ることによって任意に退会することができる。

2 次の各号の一に該当する場合は、当然に賛助会員の資格を喪失する。

(1) 死亡(個人の場合)

(2) 解散(法人の場合)

(3) 2年以上にわたる会費の滞納

(4) 理事会の決議に基づく除名

第7条 この規定は、この法人の設立許可の日に施行する。

財団法人 日本ボクシングコミッション委員会規則

寄附行為第28条4項にもとづく各委員会の所管事項および運営方法を次の通り定める

< 所管事項 >

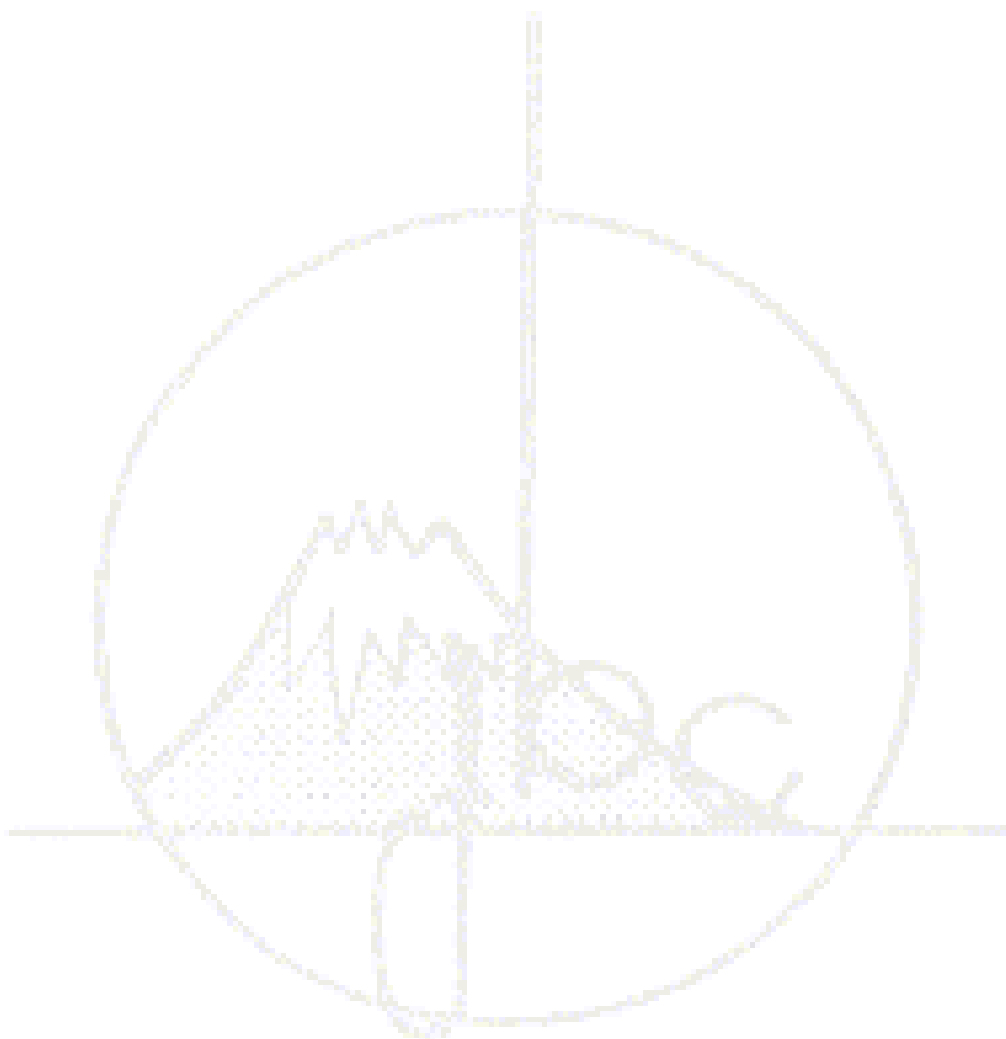
1. ランキング委員会
ランキング委員会は、月1回試合ルール第27条、第51条に基づき、各クラス別ランキングを決める事項を処理する。
2. 選手権委員会
選手権委員会は、試合ルール第18条のクラス別選手権試合の管理および選手権者の認定、並びにOPBF、WBA、WBC選手権試合に関連する事項を処理する。
3. 渉外・苦情処理委員会
渉外・苦情処理委員会は、試合ルール第2条のライセンスの交付を受けている者及びボクシング関係者からの意見、苦情並びに紛争、提訴（試合ルール第50条）等の事項について処理する。
4. 健康管理委員会
健康管理委員会は、選手の健康管理、ボクシングの安全防護並びにこれらについての医学的研究等に関する事項を処理する。
5. 審判委員会
審判委員会は、審判技術の向上、試合ルールの研究および試合役員の選任に関する事項を処理する。
6. 総務・財務委員会
総務・財務委員会は、各委員会の事項に属さないその他の事項を処理する。
7. 倫理委員会
コミッション諸規則に抵触する綱紀肅正に関する事項を処理する。

< 運営方法 >

1. 各委員会は委員長1名、副委員長1名、委員若干名を以って構成する。
2. 委員会の議事は出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは委員長

の決するところによる。

3. 委員会業務の円滑な推進を図るため委員長を以って構成する委員会連絡協議会を設ける。



財団法人 日本ボクシングコミッション地区事務局規則

寄附行為第30条に基づく地区事務局の構成及び所管は、次の通り定める。

1. 地区事務局は、事務局長、試合役員及び職員を以って構成する。
2. 地区事務局は、当該事務局長の指揮監督の下に、理事会の議決を経た業務及び試合ルールに則り、プロフェッショナルボクシングの当該地区試合の管理、運営を行う。
3. 各地区事務局の所管地域は、別表のとおりとする。

(別表)

地区名	所管事務局	所 属 都 道 府 県 名
東京地区	本部事務局	東京 神奈川 千葉 埼玉 群馬 茨城 栃木 青森 秋田 岩手 山形 宮城 茨城 新潟 山梨 静岡 長野 愛知 岐阜 福島 三重 石川
中部地区	中部事務局	山梨 静岡 長野 愛知 岐阜 三重 石川
関西地区	関西事務局	大阪 京都 滋賀 奈良 和歌山 岡山 島根 鳥取 愛媛 香川 徳島 兵庫 高知 福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島
西部地区	西部事務局	福岡 山口 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島
北海道地区	本部事務局	北海道全域
沖縄地区	西部事務局	沖縄全域